

領事からのお知らせ（2018.07.19）

<<今号の内容>>

- 1 領事出張サービスの実施について
- 2 ハーグ条約についてご存じですか？

1 領事出張サービスの実施について

チューリッヒ日本人学校の他、バーゼル、リヒテンシュタイン及び他4都市（サントガレン、クール、ツーク、ルツェルン）において領事出張サービスを実施いたします。取扱いができる各種手続き、利用方法などについては、ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

（<http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/ryojisvc.html>）

○チューリッヒ日本人学校（ウスター市）

- （1）日時：8月25日（土）10：00～12：00，13：00～15：00
- （2）会場：チューリッヒ日本人学校2階音楽室内

○バーゼル

- （1）日時：9月19日（水）13：00～15：00
- （2）会場：Klubshule Migros Basel

○サントガレン

- （1）日時：9月26日（水）11：00～12：00
- （2）会場：Klubshule Migros St. Gallen

○リヒテンシュタイン

- （1）日時：9月26日（水）14：00～15：00
- （2）会場：「Liechtensteiner Business-Center」

Landstrasse 123, 9495 Triesen

今年度より場所が変更になっています。

昨年度までの「Hotel Schatzmann」より南に約500mのところでは。

○クール

- （1）日時：9月26日（水）16：00～17：00
- （2）会場：Klubshule Migros Chur

○ツーク

- （1）日時：9月27日（木）10：00～11：00

(2) 会場 : Klubshule Migros Zug

○ルツェルン

(1) 日時 : 9月27日(木) 13:00~14:00

(2) 会場 : Klubshule Migros Luzern

2 ハーグ条約についてご存じですか？

一方の親の同意なく、お子さんが国境を越えて海外に移動した場合、一定の要件を満たせばハーグ条約が適用されることになります。その場合、お子さんは、原則、元いた国に戻されることになります。詳しくは外務省のホームページをご参照ください。

(ハーグ条約概要)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

(2018年6月現在の実施状況)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000332233.pdf>

どうしても一方の親の同意なくお子さんと移動せざるを得ない場合、刑事訴追の可能性や出入国の可否を含め、事前に情報収集の上、行動するようお勧めします。

【バックナンバー】

バックナンバーは [大使館HP](http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/mailmagazin.html)
(<http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/mailmagazin.html>) でご覧になれます。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信若しくは解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/menu?emb=ch)
(<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/menu?emb=ch>) から手続きをお願いいたします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular section

Postfach 3001 Bern

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>